

## 特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人 手をつないで
評価実施年月日	令和6年8月27日
評価者氏名（職名）	田尾 直樹（京都女子大学非常勤講師・元立命館大学産業社会学部教授）
評価対象年度（期間）	2023年度（2023年04月01日～2024年03月31日）

### 1 法人の事業活動，組織運営等に関する状況

#### (1) 事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
① 各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成（総会・理事会等）に沿って策定しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イ 法人の目的を達成するための事業を主たる事業として実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

→ 法人自己評価が「はい」の場合，以下の項目について記入

項目			法人全体の労力のうち 各項目が占める割合 (※1)
事業 (※2)	主たる事業	第1位：福祉有償運送	60%
		第2位：フードバンク事業（フードバンク木津川）	25%
		第3位：いばしょ事業	1%
		このほかの事業	0%
	主たる事業以外の事業		—%
事業以外（管理部門等）			14%

※1 例：総従事時間数に占める各事業及び事業以外（管理部門等）への従事時間数の割合（表の合計は，100%となる。）

※2 実施している事業の数の関係などで，「主たる事業」の「第2位」，「第3位」，「このほかの事業」欄及び「主たる事業以外の事業」欄に記入する内容がない場合は，「—」を記入

#### (2) 組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
① 定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】 定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
① 定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
① 監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか（予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか等）。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 監事は定款に定める職務を執行しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### (3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
① 活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧することができる状態か。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解して貰えるように工夫※して作成されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

### (4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
① 事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供の場合は、介護保険法）など。



③ 寄附以外の支援の獲得に取り組むうえでの課題	府社協の助成金情報により、車両助成の企業に申請をしていますが、送迎車両の助成企業が少なくなっている感を持っております。
-------------------------	---

### 3 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など。

前年度（2022年度）の評価をベースに、2023年度の主たる事業活動の実績・意義・成果、課題にかかる所見は以下のとおりである。

#### ① 福祉有償運送（送迎サービス）

期	年度	利用者数	利用回数	送迎距離 <sup>キ</sup>	売り上げ金額	新規契約数
1	2018	21	53	930	141,000	21
2	2019	40	477	5,002	768,000	22
3	2020	67	535	6,735	1,342,000	36
4	2021	70	598	7,151	1,442,000	14
5	2022	116	1,342	9,417	2,084,000	44
6	2023	137	1,872	11,030	2,700,000	45

前年度に引き続き、上記すべての項目において右肩上がりの実績となっている。

福祉送迎は木津川市社協が高齢者支援の事業として実施しているが、社協事業の要件に合わない対象者の受け皿となっているほか、市行政との連携では生活保護利用者のうち定期の通院が必要な人の紹介を受けている、また高齢者ケアプランセンターとの連携から、木津川市内に留まらず精華町、生駒市、奈良市のセンターから利用希望者が繋がっている。さらに、昨年度も対応ケースがあったが、医療的ケアを要する児童の管内支援学校への通学支援について京都府医療的ケア安心サポート事業による送迎要請に答えている。こうした状況から延べ送迎回数が前年度比 530 回増の 1,872 回、走行距離は 1,600K 増で初めて 1 万キロを超えている。現行の公共サービス（制度）が応えられていないこれらの移動支援ニーズに柔軟に即応してきた実績は、先行していた木津川市社協の送迎実績を上回り存在感を高めている。ニーズは増大こそすれ減少しないとすれば本事業の安定的継続のための運営体制強化が益々重要になっている。

事業の運営体制強化、運営改善に関して以下のことを引き続き検討していただきたい。

- ア. 利用者 137 人、延べ利用 1,872 回を担当役員が一人で且つ無報酬で（受付・運転手確保・配車）調整を行っているとしたら担当役員への負担が大きすぎる。複数でのマネジメント体制又は有給専従スタッフの配置等、事業の安定性・継続性を見通した検討を願いたい。
- イ. 2020 年度～2022 年度の登録運転者は 23 名で推移していたが 2023 年度はどうでしたか。また利用者・利用回数が増大している中で運転者の稼働状況、負担感はどうですか。
- ウ. 昨年度問いかけた運転者の誓約書の説明文一の②の内、「元気づけてください」は「寄り添ってください」と改定されているが、なお次の点をさらに検討願いたい。

説明文一の②は、下段の※の部分の説明と合わせて、一つは個人情報保護の留意点（個人を特定することのないように）、もう一つは接遇上の留意点（元気づける→寄り添う）と二つのことを一つの項目で説明しているので分かりにくくなっている。この誓約書のタイトルは「個人情報保護に関する」とされているので、②は最初の 3 行と※の説明を一体化して個人情報保護の留意点（個人を特定することのないように）を端的な一文にする。その上で接遇に関する留意点は※に「なお、～寄り添ってください」としたら如何か。

## ②フードバンク事業（フードバンク木津川）

「食品ロス（もったいない）を支援団体（ありがとう）へ」を基本理念に掲げて、2021年4月の発足から3か年を経過し、取組が地域に認知され定着してきた。本事業は市社協と協働しつつ主たる運営は当法人が母体となって法人役員が担い、また発足当初からボランティアの熱心な協力・活動に支えられている。

活動実績の概要は以下のとおりである。

- (ア) 食品の寄贈は初年度の約 6,700 点（重量約 2,600 kg）から毎年増加し、2023 年度は約 1 万点（約 3,000kg）に上る規模となっている。
- (イ) 寄贈食品の提供先は、市役所暮らしサポート課、木津川ダルク、市母子会、笠置子ども食堂、DV 支援団体、児童福祉施設(4)、サロン(3)の計 12 か所と幅広い。
- (ウ) フードドライブの実施個所は、PLANT、フレンドマート、Haves、アルプラザ、パローの各市内店舗、グルメシティ加茂店の他、社協各支所(3)、相楽東部 3 町村社協の計 12 か所で、全て常設である。他に市主催のエコフェスタ（年 2 回 4 日）に参加し、イオンなど集客の多い場所で臨設のフードドライブ・アピールを行っている。
- (エ) 対外的な活動として、木津川市主催の小学生対象「フードロス削減出前授業」（南加茂台小 4 年生、梅美台小 4 年生、高の原小 4 年生）、社協主催のフードパントリー支援（8 月、12 月の 2 回）を実施している。

これらの活動に注目した京都新聞(2023 年 10 月 31 日付)は、「やましろ SDGs」と題した特集記事で「フードバンク木津川 3 年目」のタイトルで活動を紹介するとともに、新たなフードドライブ店の紹介、12 月のフードパントリーの予告・案内を掲載した。

2023 年度は、この事業を運営する環境整備でも大きく 2 点で改善が図られた。

一つは、食品管理システムにおいてラベルプリンターを購入し、これまで食品管理ラベルの手書き作成→PC 入力としていたものを、手書きを廃止し PC 入力→ラベルプリンター読み込みによるラベル作成、出荷先入力の管理等で大幅な作業改善が図られた。

もう一つは、食品保管倉庫の移転である。これまでの社協加茂支所 2F からフードバンク木津川事務所の隣の部屋（いばしょホール）へ移転となり、会議室の予約、回収食品の搬入負担、駐車場の狭隘・満車等のこれまでの懸案事項がすべて解決し、動きやすく活動しやすくなった。

昨年度の評価で本事業の「一層の展開が望まれる」と書いたが、この間の活動の輪の広がりや出前教室などの新規展開、市民の支持・協力は、「飛躍的な発展」と高く評価できる。その要因は、元々見えやすい、分かりやすい活動であることを土台に、市民の参加の機会・場の提供を拡充してきたこと、さらに活動の一層の「見える化」に努めてこられた成果である。

## ③ いばしょ事業

法人の事業として占める割合は 1 %と自己評価しているとおおり、いばしょホールを拠点としていた元気アップ体操の会場移転もあり、一部のサークルの定期利用、DV 相談会の開催支援（及び食糧支援）が主な活動となっている。福祉有償運送とフードバンクの事業が拡大の一途をたどっている中、この項目は事業としては一旦休止としても良いのではないかと。

## 4 法人の組織運営に関する所見 ※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など。

総会の開催状況を見ると前年度と比較して次のようになっており、会員数が増えた中で出席会員が前年度比で 10 ポイント弱だが多くなっていることは、会員の参加・行動意欲が高まったと言える前進面である。

	2022 年度	2023 年度
正会員	90 人	100 人
出席会員	16 人 (17.8%)	27 人 (27.0%)
委任状出席	50 人 (55.6%)	48 人 (48.0%)
連絡なし	24 人 (26.7%)	25 人 (25.0%)

しかし、出席率が 3 割弱、連絡なしが 25%の現状は改善・改革の余地がある。

会員が総会に出席したくなる工夫として、総会の前後に会員の関心に沿う何らかの企画をセットすることも考えられるが如何か。（発表・交流・対話、公演、講演、講座等）

また、出席しやすくする方法として、会場出席のほかオンラインでも参加可能とするハイブリッド形式の運営も検討してみても如何か。

## 5 法人に対する支援に関する所見

※ より多くの寄附や寄附以外の支援を受けるための工夫をしているかなど。

- ① 活動の「見える化」に一層の改善・工夫が望まれる。  
 ホームページでの活動紹介は、前年度から大幅に改善され見やすく分かりやすくなった。  
 中でも、フードバンク事業に関しては、イラスト多用の活動紹介や写真を多く使った報告などアピール性が高い。一方で、福祉有償運送については、送迎車両の紹介を除くと、「送迎サービスの案内」、「送迎運転者の募集」は文字と数字のみで説明がされているので、よほど関心がないとスルーされる。こちらのページも、フードバンク事業のタッチで改修を望みます。
- ② 昨年末の道路運送法改正により、福祉有償運送事業の利用料設定については、これまでの要件が緩和されていますが（タクシー料金の1/2以下→約8割）、このことの論議・検討はなされていますか。これは運営に関する課題かもしれませんが、事業評価のところで記述した有給スタッフの確保を本格的に考えるならば、利用料について法改正を受けた再検討が必要ではないでしょうか。

## 《評価対象法人記入欄》

### 6 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
個人情報保護・運転者誓約書について	<p>② 送迎途中、利用者が自分の症状などに対して悲観している時など、利用者を励ますつもりにおいても、個人情報 を特定できるような会話をしないことを前提に、利用者 に寄り添った対応をおこなうこと。</p> <p>不適切な例：△△のところの〇〇さんなんか、××の病気で もがんばっている。〇〇さんは、あなたよりも大変なのに 頑張っているから、あなたも頑張って。など</p> <p>適切な対応例：「私の送迎を利用されている方の中には」と、個人を特定できないようにした対話などで利用者 に寄り添ってください。</p> <p>※誓約書の中の文言を、上記のように変更しました。</p>
いばしょ事業の休止について	<p>いばしょ事業については「誰もが好きな時、好きなように過 ぎせる場所」を目指しておりましたが、市役所の3階はこの ような利用するには不向きな場所のようです。時間をかけて 事業を考えることとし、いばしょホールは当分の間はDVの相 談室や当法人の活動に賛同してくれているサークル活動の会 場などに無料で開放して参ります。</p>
総会の出席率の改善について	<p>2023年度の総会の際は、理事が正会員に対して出席を呼びか けた結果でも、連絡無しの会員が25人もありました。欠席者 の議事に対する表決を得るために、決算書が完成してからの 案内になったことで案内が遅くなりました。次回は総会開 催日だけでも3月上旬には案内し、予定に入れて頂けるよう 働きかけます。また、会場をいばしょホールから隣の広い有 料施設に移して開催することも検討します。</p>
送迎運転者の現状と負担感について	<p>2022年の運輸局への変更届の時点で、22名の運手者数でした が2023年6月の更新の際、12名を抹消し7名を新規登録し 17名としました。更に今年8月に増車登録の際、新たに2名 追加登録し、現在19名が登録されております。19名のうち、</p>

	12名が常時送迎の戦力になっており、以前に比較し負担感は緩和されていると思います。
送迎の受付・配車担当者の業務体制並びに有給スタッフの確保について	<p>木津町西部地区（兜台地区、相楽台地区、相楽地区、木津川台地区）に関しては、福祉車両を持込の運転者が自分で送迎できる範囲（人数・時間の重複等）の受付もしており、範囲を超えた利用申し込みを、法人の代表受付に廻しております。今までも全てを一人が担当してきたわけではありませんが、それでも代表受付の担当者の負担は大きかったことは間違いありません。理事全員が無給ボランティアで、有給専従スタッフの必要性は認めています。現在の売り上げ規模では、アルバイトとは言え、年間100万円規模の金額を捻出できる状態ではありません。また、料金改定で増える収益ですぐに有給スタッフの確保にはなりません。民生委員・社協職員が多く、社会福祉に理解のある人が多い当法人の正会員から後継者を育成します。そのため、将来構想として計画に反映出来ればと考えております。</p> <p>田尾様よりお教え頂いた、道路運送法の改正による福祉有償運送の利用料金設定の緩和について、国交省のページでは一切触れられておりませんが、国交省の物流・自動車局長から地方運輸局長への通達にございました。改めて京都運輸局に確認しましたところ、木津川市でもタクシー料金の8割までの範囲で料金設定できるとのことでした。自前車両が増えたことと、借り入れ車両についても車検料、任意保険料を等の経費を負担することになり、年間約60万円経費が増えることになっておりましたので、臨時に有償運送運営協議会を開催して頂き料金改定をお願いしようと決めました。</p>
ホームページで送迎サービスの見える化について	<p>利用契約の際（万一の交通事故の際の補償について、契約書を取り交わしてから送迎をしている。）利用については十分に説明をしていますが、後になって、聞き直してくる利用者もありました。指摘を受けて、地図上に送迎先の例を入れる事、病院や・買い物の際に付添をした時の料金等、見やすくなるように順次改正します。</p>

#### 備考（審査委員会のコメント）

活動報告の情報発信について、評価項目の質問事項には「会報誌等」とあるが、「ホームページ」の「お知らせ」にて周知されているので、今後も、紙媒体に囚われず、ホームページも有効に活用し、日々の活動を周知し呼びかけていただきたい。

有償の中核スタッフの導入については、持続可能な事業のために必要となるので、前回のコメントと同様、引き続き検討されたい。